

衆甲第一七

號
の属

案 起

昭和三十三年四月三十日

決 定

昭和 年 月 日 施 行
昭和 年 月 日

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

昭和三十三年四月二十七日

内閣官房長官

不当財産取引調査特別委員会

委員長 宛

去月九日附を以て提出要求のあった記録のうち出
來のものを左記のとおり送付する。

一 終戦時軍より連合軍へ返還した物資のリスト

五
口
部

厚生省閣総第七二号

昭和二十三年四月十九日

厚生大臣官房総務課長



内閣官房総務課長 殿

不当財産取引調査特別委員会資料提出の件

客月十五日内閣衆甲第一七号をもつて申越の標記の件左記資料別紙の通り送付するからよろしく御取り計い願いたい。

福

一、終戦時軍より連合軍へ返還した物資のリスト

五二部

内閣衆甲第十七號に對する回答資料

厚生省復員局第二復員局死後處理部

問題「終戦時軍より連合軍へ返還した物資目録」

連合軍から接收された物件の目録

終戦時に於ける舊海軍軍需品の連合軍への引渡目録寫は現物引渡を實施した各地方復員局をして保管せしめて來たのであるが横須賀地方復員局の分は火災の爲焼失したり、其の他の地方の分も連合軍の物件再接收を受けた際提出せしめられたりしたので第二復員局残務處理部としては遺憾乍ら之等資料の全部は現有して居ない

又當部中央としても昭和二十年八月三十一日現在に於ける保有物件調査目録を保有して居るが之も亦一部分に過ぎない、而も右各資料は何れも兵器類の検査引渡に便なる如く作製されて居て、一般物資の調査には親切に出來て居ない、兎に角之等資料全部を集めて相當の人員と期間とを掛けて整理を進めるならば或程度の回答資料を調製することは不可能では無いと認める、然し乍ら作業が餘りにも龐大である爲に既に解体された第二復員局の現構人員のみを以てしては之が作製は至難である故に今回の回答資料としては差當り左記要領に依り概念的回答を行ふこ

ととし爾餘の作業は國會側委員の資料査閲又は打合等を経た上更めて作製要領を決定しつつ之を進めることと致したい

記

一、連合軍への物資引渡に關する概況

別紙第一

三、物件引渡目録の例示

(イ) 大砲突撃隊の引渡目録

(別紙第二のA)

(ロ) 濱名津兵團の引渡目録

(別紙第二のB)

(終)

別紙第一

連合軍への物資引渡に關する概況

舊海軍各艦及び各部隊は連合軍へ軍所有物資を引渡した都度急遽閉鎖又は解除したので連合軍ながら第二復員局職務處課部には引渡物資目録の全部が送付保管されてゐない然し一方これ等物資を引渡した際は必ず都道府縣廳關係官が立會つたそこで連合軍として占領政策の遂行上特に必要とするものは連合軍として手配し、兵器類については之を破壊せられたがこれ等を除いて引渡物資の大部分が都道府縣廳に返還され所謂特殊物件として處理されたので内務省(建設院)關係特殊物件目録は兵器類を除いて軍からの引渡物資目録と略々同一のものと看做し得るのであるこの引渡物資の概況を爲し得る限り數値を擧げて述べると次の通りである

一、概況

終戦當時疎存してゐた艦艇は六二六隻七三八、三九三艘水陸である

が順次時よりも大規模の増強及び潜水艦は海没処分されたもの内務省に返還されて解体されたもの連合國に接収されたもの等何れも影響を消してゐる

驅逐艦及び掃海艇よりも小形の掃艇、特務掃艇は既に連合國に引渡されたもの一三五隻、又連合國への引渡準備態勢を整えて保管中のもの八隻、現に日本近海の海域に従軍中のもの三〇隻、不法入國船舶監視のため運輸省で一時使用中のもの二八隻、氣象観測のため中央氣象台で一時使用中のもの四隻、民需に転活用を許可されたもの九〇隻があり其の他は漸次解体された

二 雑役船

昭和二十二年二月の調査によると連合國に引渡後内務省に返還された雑役船は一〇〇艘以上三八五隻一〇〇艘以下三二二六隻であり其の他連合軍使用中のもの一〇〇艘以上六四隻、一〇〇艘以下二一四隻、第二復員局使用中のもの一〇〇艘以上六三隻一〇〇艘以下一六

四といふ状況にあつた（舊海軍所屬の舟艇だけである）

其の後全面的に徹底的に再調査の結果舊陸軍所屬の舟艇も含んで總計六三三隻となつたので之を正式に内務省に移管したその他に第七復員局として帝海及び引渡艇艇保管のため使用してゐたもの二二七隻は運輸省海運總局海管部に移管されて前記任務を履行してゐるの内九七隻

三 自動車

連合軍に引渡後内務省に返還された車類は乗用車六〇五台貨物自動車二二八九台其の他の重機九三台、計三九八七台である内左側第二復員局務務處理部及び運輸省海運總局帝海管部編制で使用してゐるものが九三台ある

四 燃料

連合軍に引渡した数量は重油八二、〇〇〇噸、航空揮發油一、八八〇噸、普通揮發油（アルコールを含む）一、九一〇噸、潤滑油一九七三〇

硫、石灰七六三六〇噸であるが全部或は其の大部が内務省に返還された

五 原料材料

品種、数量が區々膨大となるため数量を設計してゐないが次の方針によつて引渡しを了した
官作業場で保有してゐた原材料は官倉庫で當該業場接收の際總て連合國に引渡した民商社、倉庫業者等に官給又は保管委託中の原材料については整理調査して連合國に追加報告の上内務省に移管したが調査の遅れたものは調査の済む毎に之を都道府縣廳に移管した

六 食糧

連合軍に引渡した数量は米六三〇〇噸、麥一八〇〇噸、乾パン一四〇〇噸、鹽漬一、九〇〇噸で全部或は其の大部が内務省に返還された

七 被服

連合軍に引渡した数量は毛布、服、外套、雨衣、靴、靴下、手袋、

制鞋を含めて四〇二萬點程度であつて全部或は其の大部が内務省に返還された

八 醫用品用度品等

紙鉛筆等の所謂消耗品から鍋、釜、机、腰掛等の雜品類であるが連合軍へ引渡後は全部或は其の大部が内務省に返還された

九 醫藥品

終戦時保有数量の約四割を連合軍に引渡したが其の大部が内務省に返還されて獨立病院で主として使用された

別紙第一

連合軍への物資引渡に関する概況

舊海軍各府及び各部隊は連合軍へ軍所有物資を引渡した都度急遽閉鎖又は解除したので遺残ながら第二復員局業務處理部には引渡物資目録の全部が送付保管されてゐない

然し一方これ等物資を引渡しの際は必ず都道府縣關係官が立會つたところで連合軍として占領政策の遂行上特に必要とするものは連合軍として手渡し、兵器類については之を破壊せられたがこれ等を除いて引渡物資の大部分が都道府縣に返還され所謂特殊物件として處理されたので内務省（建設院）關係特殊物件目録は兵器類を除いて軍からの引渡物資目録と略々同一のものと看做し得るのである

この等引渡物資の概況を爲し得る限り數値を擧げて述べると次の通りである

一、兵器

終戦當時存在してゐた兵器は六二六隻七三八、五九三機水陸である

が順逐降よりも大型の機銃及び潜水機は海没処分されたもの内務省に返還されて解体されたもの連合國に接収されたもの等何れも形を消してゐる

機銃及び潜水機よりも小型の機銃、航空機は既に連合國に引渡されたもの一三五隻、又連合國への引渡準備態勢を整えて保管中のもの八隻、現に日本近海の海域に従軍中のもの三〇隻、不法入國船の監視のため運輸省で一時使用中のもの二八隻、氣象観測のため中央氣象台で一時使用中のもの四隻、民需に転活用を許可されたもの九〇隻があり其の他は漸く解体された

二、難役船

昭和二十二年二月の調査によると連合國に引渡後内務省に返還された難役船は一〇〇艘以上三八五隻一〇〇艘以下三二二六隻であり其の他連合軍使用中のもの一〇〇艘以上六四隻、一〇〇艘以下二一四隻、第二復員局使用中のもの一〇〇艘以上六三隻一〇〇艘以下一六

昭和二十二年二月の調査によると連合國に引渡後内務省に返還された難役船は一〇〇艘以上三八五隻一〇〇艘以下三二二六隻であり其の他連合軍使用中のもの一〇〇艘以上六四隻、一〇〇艘以下二一四隻、第二復員局使用中のもの一〇〇艘以上六三隻一〇〇艘以下一六

といふ状況にあつた（舊海軍所屬の母艦だけである）

計九六三二隻となつたので之を正式に内務省に移管したその他に第二復員局として掃海及び引渡準備等のため使用してゐたもの二二七隻は運輸省海運總局海管部に移管されて前記任務を續行してゐるの内九七隻

三、自動車

連合軍に引渡後内務省に返還された車輛は乗用車六〇五台貨物自動車二二八九台其の他の車輛計二九八七台である在尚第二復員局業務處理部及び運輸省海運總局海管部關係で使用してゐるものが九三台

四、燃料

連合軍に引渡した數量は重油八三、〇〇〇噸、航空機油一、八八〇噸、普通機油（アルコールを含む）一、九一〇噸、潤滑油一九七三〇

硫、石炭七六三六〇噸であるが全部或は其の大部が内務省に返還
された

五 原料材料

品種、數量が頗る膨大となるため數量を集計してゐないが次の方針
によつて引渡した了した

官作業場で保有してゐた原材料は連合國で當該縣接收の際總て連合
國に引渡した民商社、倉庫業者等に官給又は保管委託中の原材料に
ついては整理調査して連合國に追加報告の上内務省に移管したが調
査の遅れたものは調査の済む毎に之を都道府縣廳に移管した

六 食糧

連合國に引渡した數量は米六五〇〇噸、麥一八〇〇噸、乾パン二四
〇〇噸、鹽結一、九〇〇噸で全部或は其の大部が内務省に返還された

七 被服

連合國に引渡した數量は毛布、帽、外套、雨衣、靴、靴下、手袋、

御用を含めて四〇二萬點程度であつて全部或は其の大部が内務省に
返還された

八 勞品用度品等

紙鉛筆等の所謂消耗品から鍋、釜、机、腰掛等の雜品類であるが連
合國へ引渡後は全部或は其の大部が内務省に返還された

九 廢棄品

終戦時保有數量の約四割を連合軍に引渡したが其の大部が内務省に
返還されて獨立府院で主として使用された

別紙第二のA

品名	数	量	記	事
回天	一六基	實用頭部三配水頭部八		
臭雷要具筐	四組			
臭雷補用品筐	九組			
水防眼鏡	二二本			
回天補用品	一揃			
空圧力計	三五個			
震洋	一〇隻			
三號掃海具一型	一組			
電動縱舵機調整装置	一揃			
空圧縮唧筒	二基			

双 眼 鏡	六 分 儀	試 具 劑	鉄 燐 器	其 他 兵 器	百 十 輝 探 照 燈	探 照 燈	発 煙 筒	手 投 弾	観 測 鏡	陸 戦 兵 器	拳 銃	小 銃
	二個	甲乙 二個	三個		一基 未 装 置		一四 個	四 個	一個		八挺 内三挺 負雷艇用	五 挺

二十 五 耗 機 銃	消 火 器	飛 行 機 運 搬 車	牽 引 車	撤 水 車	貨 物 三 輪 車	同 小 車	貨 物 車	乘 用 車	自 動 車	防 毒 面	酸 素 圧 縮 唧 筒	酸 素 発 生 機
三挺 負 雷 艇 用	一個	四 台	二 台	一 台	三 台	二 台	二 台	一 台		三九 個	二基	二基

A
2

電信	卓	照明燈	一個		
カソリン	交流	発電機	三基		
蓄電	機	池	七個		
電	話	機	三個		
整	流	電球	二個		
瓷	振	電球	二個		
檢	波	電球	八個		
無線	機	器	二個		
電話	交換	台	一台		

二軍需品

防	寒	帽	三		
防	水	作業頭巾	五		
防	水	作業衣袴	二四		
略		靴	四九四		
寢	台	褥	一六四		
並	蚊	網	一三〇		
前		重	一九〇		
被	服	褥	一三三		
護	護	底紺足袋	一二三四		
在	士官	以上防寒外套	一〇		
下	士官	兵防寒外套	三〇		
航	空	夏衣袴	五四五		
分	離	式航空夏衣袴	三五〇		

[illegible]

半	綿	患	患	單	張	航	航	航	航	航	航	航
	布	者	者	一長		空	空	空	空	空	空	空
				白		救命	作	眼	夏	夏	略	空
				衣		衣	業	鏡	靴	帽	帽	帽
靴	團	帶	引	股	股	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴
古												
一四〇	一〇	三四	一〇	八五	五	四三	一五	二	一五四	三五	一〇	二

瓦斯熔接機	一、二口	
補修材料	一、二口	
鉄補修材料	二、三枚	
杉板補修材料	二、三枚	
水筒	二、六〇	
糧	四、〇〇	
磨敷	一、九枚	
護耳	四、二枚	
陸隊用旗桿	一本	
外部鉋油	四、五	一、八立入
リセリン	一、九瓶	
矢器洗滌液	九、五	五立入三、五立入六、五

ソングー銃器器15A	八基	タンガーバルプ付
二十粒機銃彈丸	一、五〇発	
小銃彈丸	三、三八発	
拳銃彈丸	一、八五発	

別紙第 二 B

品	名	数	量	記
七	七粒野戰高射砲	六		
短	短十二粒砲	一		
八	八粒砲	二		
二十	二十粒噴進砲	二		
二十五	二十五粒早装機銃	一		
十三	十三粒早装機銃	六		
七	七粒機銃	四		
重	重機銃	二		
輕	輕機銃	三		
小	小銃	二〇	五	

B
/

迫撃砲

重擲砲

輕裝甲車

七釐野戰高射砲用機

同 二米測距儀

同 指揮裝置

彈藥包

七釐野戰高射砲用

全上陸砲

短十二釐砲用

八釐砲用

二十釐噴進砲用

二十五釐機銃用

六

二

一

一

二

一

九五〇

一七六

五〇

二〇〇

一〇〇

六一八〇

十三釐機銃用

小銃機銃用

迫撃砲用

輕裝甲車用(三七釐砲)

機銃用壹包

手榴彈

重擲砲筒彈

各種信筒

各種火筒

各種筒

魚雷

水雷

爆雷

四三八〇

三七五八五〇

五六四

五〇

二〇〇〇

四〇〇〇

二〇〇〇

一〇四〇

三七〇

一

二

一

二

爆雷投射機	揚海具	其他附属具(水雷用)	信号系统	信号彈	其他信号火工兵器	六十之燈測距儀	防毒西	防毒衣	檢知要具	防毒劑	軍刀及指揮刀	鉄兜
一	一	若干	五	三〇七	一三九	一	六三一〇	九〇	九	三五	一五	二八

鏡劍術防具	喇叭	手旗	見張演習機	各種信号灯航海灯	羅針儀	六分儀	無線送信機	無線受信機	無線電機	附属品(無線用)	旋盤	研磨機
五〇〇	一〇	一〇〇〇	二	二	二	一	一	一	一	若干	一	一

B
3

陸戰全	算盤	硯	硯函	枕函(甲)	汁杓子	手洗鉢	兵食皿	兵食器	茶瓶	食卓	配食皿	兵員配食器
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

外地販賣者用銀貨引換用

外科治療具	顯微鏡	耳鼻用椅子	齒科ユニット	診察台	手術台	エックス線装置	消防車	貨物自動車	乗用車	牽引車	其の必要具材料(工務用)	熔接器具	錐探器
若干	一	一	一	三	二	一	一	二	一	一	若干	一	一

甲號毛布	作業服衣袴	靴下	半靴	襪飾	中著襪	下士官夏襦袢	下士官襦袢	兵軍帽	官職區別章	各科識別章	枕	膝高版
三九〇〇	三九七〇	一三〇〇	一六五〇	一八〇〇	三二〇〇	二〇〇〇	二七〇〇	一〇〇〇	九五〇〇	一九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

外地飯還者用及復員援護用

米	乾パン	真綿胴衣	汗衣	護謨底紺足袋	脇襦袢	夏袴下	兵軍衣袴	外套	脚絆	脇帽	蒲団	蚊蚊燭
九〇三〇〇	一八三五四	八〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三八九〇	一一〇〇	一〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	二〇〇〇	一七〇〇

外地飯還者用及復員援護用

外地飯運者用及復員授用

外地領事者用及復員援用

終戦時元陸軍から連合軍に引渡した主要物資調査表 復査局²⁴

物資名	数量	物資名	数量
米	18,521 瓩	防寒被(人用)	295,000
麦	11,464 瓩	航空服(第一種)	37,400
雑穀	67,083 瓩	航空服(第二種)	121,400
小麦粉	2,547 瓩	航空服(電熱)	22,600
麦パン	7,514 瓩	防寒帽	306,000
麦罐	12,263 瓩	防寒靴	653,000
		防寒襪	330,000
略帽	2,416,000	防寒袴	351,000
冬衣	2,460,000	防寒外套	228,000
冬袴	2,579,000	各種絨類	5,712 料
夏衣	1,503,000	工 巾	87 料
夏袴	1,531,000	各種綿布	15,000 料
外 傘	696,000	麻 布	500 料

雨	外	食	726.000	皮革 (用革)	500.000 枚
冬	襦	袴	2445.000	皮革 (底革)	480 枚
冬	袴	下	2147.000	皮革	1.600 枚
夏	襦	袴	4.610.000	羊毛	2.020 枚
夏	襦	下	4.106.000	羊毛及彈綢	1.001 枚
襪	上	靴	2.447.000	スカーフ、ベルト	1.5 枚
地	下	袋	2.500.000	棉花及綿糸	68 枚
卷	脚	絆	782.000	繭	7 枚
背	囊		646.000	各種織毛	113 枚
飯	盒	筒	401.000	各種肩類	1.103 枚
水			684.000	羊毛	1.400 枚
携	帶	天幕	1.044.000		
毛		布	4.554.000	自動車	2.742 輛
豚		帽	1.240.000	乗用車	1.435 輛
所	毒	面 (用)	903.000	自動車燃料	24.087 升

物資名	数	量	物資名	数	量
天	幕	6505 組	ガラス		2.5 坪
雨	覆	32.168 枚	ガラス		16.043 坪
公用行李		14264 個	線		193 坪
セメント		8.727 吨	石		89.891 吨
銅	板	44228 吨	板		169.897 台
木材 (梁材)		129.672 立方	獸醫藥、蹄釘		50.689 個
木材 (梁材)		267.881 立方	獸醫藥、蹄釘		23.801 個
銅及銅合金材料		36242 吨	獸醫藥、蹄釘		753.659 個
銅及銅合金材料		3.359 吨	蹄釘		153.617 個
寸	△	2.058 吨	蹄釘		3.26 個
			電話器		21-79 台
			交換機		1.198 台

備考

1. 本表は主要物資について掲記してある
2. 本表数字は終戦直後各部隊から報告されたものを取り纏めたものであつて、連合軍の手を経て内務省側に送還された實際の数字とは若干の差違がある

衆甲第一七

號の属

案起

昭和三年五月十二日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

昭和二十三年

年

五月

十二日

内閣官房長官

衆議院不当財産取引調査特別委員会委員長宛

三月九日附をもつて提出方要求のあつた資料のうち出来のものを左記のとおり送付します。

記